

介護保険法に基づく各種サービスの定款及び登記事項証明書への記載例について

東三河広域連合 介護保険課 指定グループ

介護保険法に基づく介護保険事業者の指定又は許可を受ける場合は、法人の定款及び登記事項証明書に、指定又は許可を受けようとする事業の記載が必要です。以下のとおり記載例を提示しますので参考にしてください。

目的に記載がない場合は、あらかじめ定款及び登記の変更手続きを完了させておいてください。

介護保険法に基づくサービスの種類（共生型含む）	定款及び登記事項証明書への記載例	介護保険法の条項
訪問介護		
訪問入浴介護		
訪問看護		
訪問リハビリテーション		
居宅療養管理指導		
通所介護		
通所リハビリテーション	介護保険法に基づく居宅サービス事業	法第8条第1項
短期入所生活介護		
短期入所療養介護		
特定施設入居者生活介護		
福祉用具貸与		
特定福祉用具販売		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
夜間対応型訪問介護		
地域密着型通所介護		
認知症対応型通所介護		
小規模多機能型居宅介護	介護保険法に基づく地域密着型サービス事業	法第8条第14項
認知症対応型共同生活介護		
地域密着型特定施設入居者生活介護		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）		
居宅介護支援	介護保険法に基づく居宅介護支援事業	法第8条第24項
介護老人福祉施設		
介護老人保健施設	介護保険法に基づく施設サービス事業	法第8条第26項
介護医療院		
介護予防訪問入浴介護		
介護予防訪問看護		
介護予防訪問リハビリテーション		
介護予防居宅療養管理指導		
介護予防通所リハビリテーション	介護保険法に基づく介護予防サービス事業	法第8条の2第1項
介護予防短期入所生活介護		
介護予防短期入所療養介護		
介護予防特定施設入居者生活介護		
介護予防福祉用具貸与		
特定介護予防福祉用具販売		
介護予防認知症対応型通所介護	介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業	法第8条の2第12項
介護予防小規模多機能型居宅介護		
介護予防認知症対応型共同生活介護		
介護予防支援	介護保険法に基づく介護予防支援事業	法第8条の2第16項
介護予防・日常生活支援総合事業の第一号訪問事業	介護保険法に基づく第一号事業	法第115条の45第1項第1号イ
介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業		法第115条の45第1項第1号ロ

【医療法人、社会福祉法人等の所轄・監督官庁のある法人(特定非営利活動法人を除く)の場合】

定款への記載の文言や定款変更認可の手続きについて、必ず所轄・監督官庁に相談のうえ、手続きを完了させてください。